

手続き名	医療証（子ども・重度障害者・老人）に係る手続き
------	-------------------------

Q：手続きの内容を教えてください。

A：医療証（子ども・重度障害者・老人 以下「医療証」）の所持者が亡くなった場合、医療証の返還及び受給資格変更（喪失）届の申請が必要です。
また、大阪府外又は医療証未提示で受診した場合、申請により健康保険診療扱いとなる医療費及び訪問看護療養費の助成を受けることができます。
また、一部自己負担償還制度に関する申請書（子ども・重度障害者・老人医療：福祉医療費助成償還依頼書）も合わせて提出をお願いします。

Q：一部自己負担償還制度に係る手続きについて教えてください。

A：同月内における一部自己負担額（子ども医療：2,500円、重度障害者・老人医療：3,000円）を超えた場合に、超えた金額を助成する制度です。各種医療証の新規交付時に、本制度に該当した際に償還する振込先口座の登録を受理していますが、名義人が亡くなった場合、該当しても振り込むことができないため、「福祉医療費助成償還依頼書」を提出してもらうことで、相続人名義の口座への登録変更を受け付けるものです。（子ども医療の振込先口座を保護者名義で登録されていて、受給者が故人の場合、改めての申請は不要です。）

Q：申請者の範囲を教えてください。

A：次の表のとおり

医療の種類	申請者
子ども医療	受給者の父母
老人医療、重度障害者医療	受給者の相続人

なお、上記の申請者以外の方からの申請の場合、受給者本人の医療証の持参があれば代理人申請として届出を受理しますが、ご不明な場合は医療助成課へお問い合わせください。また、代理人が「入居先施設職員」、「後見人」等の第三者の場合は、本人確認書類の提示を求めます。

Q：申請者以外の名義口座へ振り込むことは可能ですか？

A：振込先口座の名義人の範囲は申請者に準じますので、例えば子ども医療の場合、母の申請で父の名義の口座あるいは、その逆の申請は可能です。この範囲外での申請については、原則として受理しません。

Q：代理人による申請時の申請書の記入方法を教えてください。

A：代理人申請の場合の各種申請書の申請者欄には代理人氏名ではなく、申請者本人の氏名を記入してください。（代理人は、申請代理人ではなく「使者」となるため、申請書には一切記入しません。）

Q：故人の医療証を紛失している場合は、どうしたらいいですか？

A：受給資格変更（喪失）届の「医療証」の紛失欄に☑をつけて提出してください。

Q：領収書はコピー可ですか？

A：コピーは不可です。必ず原本の提出をお願いします。

（提出された領収書は、医療助成課で原本に受付印を押印して返送します。）

Q：資格を喪失して相当の期間が経過したが、提出することは可能ですか？

A：提出は可能ですが、所持者が資格を喪失した時は、速やかに医療証の返還および資格喪失届の提出をお願いします。

また、大阪府以外、医療証未提示での受診分についての医療費の助成申請は、医療機関等で受診した月の翌月から起算して5年です。その期間を過ぎると受理することができないため、できるだけ早期の提出をお願いします。

Q：必要なものは？

A：次のものがが必要です。

- ・医療証、領収書（原本で患者名、診療日、保険診療費用のわかるもの）
- ・振込先口座が確認できるもの（通帳など）

Q：今回の申請について、振込時期はいつごろになりますか？

A：医療費助成申請書については、提出が診療月の翌月以降のものであれば提出月の翌月末日に、提出が診療月と同月内のものであれば提出月の翌々月末日に振込予定です。

また、一部自己負担額（限度額を超えた額）で返金するものがある場合、医療機関から枚方市へ送られてくる請求データをもとに計算するため、最短でも受診された月の3ヵ月後となります。

なお、医療費助成申請及び一部自己負担額に係る返金については、振込前に給付決定通知書を送付します

問い合わせ先	枚方市役所 別館2階 医療助成課
	（子ども・重度障害者・老人医療担当）
	電話：072-841-1359（直通）
	ファクス：072-841-3039（代表）